

救急救命処置検討委員会検討部会規程

(設置目的)

第1条 救急救命処置検討委員会検討部会（以下、「部会」という。）は、救急救命処置検討委員会において委員長が諮問した内容等に関する事項を調査審議することを目的として、救急救命処置検討委員会規程第4条第4項（部会の設置）に基づき設置する。

(部会の構成)

第2条 この部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

2 部会長は救急救命処置検討委員会委員長が指名するものとし、部会長に事故等あった場合は、救急救命処置検討委員会委員長の指名したものが、その職務を代行する。

3 部会において部会長が必要と認める場合には、部会員以外の者を出席させ意見を聴取することができる。

4 期間は2年とし再任はさまたげない。ただし、後任の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(部会の開催)

第3条 部会は部会長が召集し開催する。

(部会の業務)

第4条 部会は規程第3条の（1）～（4）の事項のうち、救急救命処置検討委員会委員長が諮問した事項について調査審議する。

(報告)

第5条 部会長は審議された内容を救急救命処置検討委員会において報告し承認を得るものとする。

(部会の庶務)

第6条 部会は、審議した資料を3年間保存する。

(規程外事項の対応)

第7条 この規程に定めのない事項で、部会による対応が必要な場合には、その都度部会で審議し、対策を策定するものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年2月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年12月25日から施行する。